

政府開発援助の実施に当たり、無償資金協力等により整備される移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生した際の移動式変電所の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行うこととするなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計（組織）外務本省（項）経済協力費
	独立行政法人国際協力機構 一般勘定
部 局 等	外務本省、独立行政法人国際協力機構
政府開発援助の内容	無償資金協力
検査及び調査対象とした事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計	82事業 357億0328万余円（平成18年度～令和7年度）
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及び贈与額計	2事業 10億6943万円（背景金額） （平成29年度～令和4年度）

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の実施状況について

(令和8年10月19日付け 外務大臣、独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

開発協力大綱（令和5年6月閣議決定）によれば、我が国は、開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献することなどを目的として、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動を一層戦略的、効果的かつ持続的に実施していくこととされている。そして、政府開発援助について、その他公的資金や民間資金との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めていくこととされている。

外務省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を実施するとともに、自らも、無償資金協力等を実施している。また、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、無償資金協力、技術協力、有償資金協力等を実施している。

このうち、無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。無償資金協力は、平成20年9月までは外務省が実施し、機構がその一部の実施の促進に必要な業務を実施していたが、同年10月以降は、外務省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施す

ることとなっている。外務省が実施することとなっている無償資金協力の中には、在外公館が資金を贈与する草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」という。）等がある。草の根無償は、開発途上国で活動するＮＧＯ、地方公共団体、教育機関等の非営利団体を対象とし、事業の実施期間が贈与契約締結日から1年以内に完了することとされている比較的小規模なプロジェクト（原則1000万円以下）である。

技術協力は、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修、開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣、機材の供与等を実施するもので、機構や各府省庁が実施することとなっている。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を供与することなどにより実施されるもので、機構（20年9月30日以前は国際協力銀行）が実施することとなっている。

令和7年度に外務省又は機構が実施した無償資金協力の実績は2069億8774万余円、機構が実施した技術協力の実績は799億5780万余円及び有償資金協力の実績は2兆0607億8076万余円となっている。

2 本院の検査及び調査の結果

（検査及び調査の観点及び着眼点）

本院は、外務省又は機構が実施する無償資金協力並びに機構が実施する技術協力及び有償資金協力（以下、これらを合わせて「援助」という。）を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び調査を実施した。

① 外務省及び機構は、事前の調査、審査等において、援助の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域（以下「相手国」という。）の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、交換公文、贈与契約等に則して援助を実施しているか、さらに、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握して、評価した上で、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。

② 相手国等において、援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国等によって順調に運営されているか、さらに、援助の対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、事業間のずれ、重複等が生じないように調整されているか。

（検査及び調査の対象及び方法）

（注1）
本院は、5か国において平成16年度から令和7年度までに実施された無償資金協力82事業（贈与額計357億0328万余円、うち草の根無償56事業に係る贈与額計5億4469万余円）、技術協力18事業（経費累計額79億2981万余円）及び有償資金協力15事業（貸付実行累計額3131億2441万余円）を対象として、外務本省及び機構本部において、協力準備調査報告書等を確認し、説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館及び機構の在外事務所において、事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

また、外務省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から直接説明を受けて事業現場の状況を確認するなどして現地

調査を実施し、さらに、相手国等の保有している資料等で調査上必要なものがある場合は、外務省又は機構を通じて入手した。

(注1) 5か国 モザンビーク共和国、パラグアイ共和国、ルワンダ共和国、東ティモール民主共和国、ウズベキスタン共和国

(検査及び調査の結果)

検査及び調査を実施したところ、次のとおり、無償資金協力2事業（贈与額計10億6943万余円）の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していなかった。

(1) 無償資金協力：送変電網緊急改修計画（モザンビーク共和国）

(贈与額10億5957万余円)

ア 事業の概要

この事業は、モザンビーク共和国（以下「モザンビーク」という。）の首都マプト近郊におけるインフレネ変電所を改修することなどにより、モザンビーク南部系統への電力供給の向上・安定化を図り、もってモザンビークの地域住民の生活水準の向上及び経済活動の促進に寄与することを目的とするものである。

外務省は、平成29年8月にモザンビーク政府との間で交換公文を取り交わし、機構は、これに基づき、本事業に必要な資金として10億5957万余円をモザンビーク政府に贈与している。

本事業は、事業実施機関であるモザンビーク電力公社が、インフレネ変電所の既設変圧器の一部の容量を拡充等するもの、及びマプト首都圏近郊の配電用変電所に移動して配置することにより柔軟な保守支援に寄与するために、変圧器等の機器を

トレーラーに搭載した移動式変電所を整備するものである。

機構が29年に作成した協力準備調査報告書によれば、移動式変電所は、①過負荷状態にある変電所において急増する電力需要に対応すること、②配電用変電所において変圧器のメンテナンス期間中に、搭載した変圧器を代替として利用することとされている。

また、事業実施機関は、マプト首都圏近郊が落雷頻発地域であることを踏まえ、当初、移動式変電所に搭載された変圧器等の避雷対策として、当該変電所に装備された避雷器について、配電用変電所に設置された多重接地システム等と接続することにより接地抵抗値が基準値以下になるよう設計しており、この対策により運用することになっている。

イ 検査及び調査の結果

検査及び調査を実施したところ、本事業によって容量を拡充等されたインフレン変電所の既設変圧器は、支障なく運用されていた。また、変圧器を搭載した移動式変電所については、令和2年1月に導入され、過負荷状態にある変電所において急増する電力需要に対応するため、負荷が最も高いとされていたマトラガレ変電所において運用が開始された。

しかし、移動式変電所は、3年11月に、落雷により故障して運用できない状態となった。上記の事態に関し、事業実施機関は、前記のとおり、マトラガレ変電所の多重接地システムと移動式変電所の避雷器を接続して避雷対策を講じていたとしているが、マトラガレ変電所で不具合が頻繁に発生したため、同変電所の多重接地シス

テムから移動式変電所の避雷器を切り離し、移動式変電所の避雷器のみで運用していたところ、3年11月に落雷により変圧器が故障したとしている。このことについて、機構の説明によれば、事業実施機関が、移動式変電所を単独で運用する際の避雷対策を十分に講じていなかったため、落雷の際に移動式変電所の避雷器のみでは接地抵抗値が基準値を超えてしまい、変圧器に侵入した雷流電流を放電することができなかった可能性が高いとしている。

その結果、移動式変電所については、マトラガレ変電所において、トレーラーに搭載されている変圧器以外の機器と、地面に固定した代替の変圧器を接続して運用していたため、当初想定していたマプト首都圏近郊の配電用変電所に移動して配置するという運用ができない状況となっていた。

機構及び事業実施機関は、3年11月の移動式変電所における変圧器の故障発生後に現場を確認するなどしており、4年4月にはメーカーの確認の結果、故障の原因を特定していたものの、本件修理に並行して、事業実施機関が以前から保有し故障していた変圧器1台も同時に修理する調整を行っていたことなどから、修理に向けた手続が長期化することになったとしている。

その後、事業実施機関は、5年12月に2台の変圧器を修理するため南アフリカ共和国へ搬出して、8年2月には修理が完了していたとしている。しかし、モザンビーク国内の金融機関における外貨不足により2台の変圧器に係る修理費用を支払うことができなかったため、2台の変圧器は同国へ搬入されておらず、3年11月の落雷による故障から本院による8年4月の現地調査実施時点までの約4年半にわたって、整備した

移動式変電所は、整備の目的に沿って運用されていない状況となっていた。

このように、マプト首都圏近郊の配電用変電所に移動して配置することにして
いる移動式変電所について、トレーラーに搭載して用いる変圧器が約4年半利用されて
おらず、柔軟な保守支援に寄与するよう整備した移動式変電所の目的が十分に達成
されていない状況となっていた。

なお、本院が検査及び調査を実施した後、事業実施機関は、8年5月に修理費用の
支払を完了し、修理に出していた2台の変圧器が南アフリカ共和国からモザンビーク
へ同年7月に返送されたとしており、移動式変電所に搭載されていた変圧器は、試運
転を経て、運用が再開される見込みであるとしている。

- (2) 草の根無償：ウズベキスタン視覚障害者協会点字作成機材整備計画（ウズベキスタ
ン共和国）（贈与額985万余円）

ア 事業の概要

この事業は、点字作成機材等（点字プリンタ、点字翻訳ソフトウェア、点字プリ
ンタソフトウェア、点字ディスプレイ、及びスタータキット^{（注2）}）5セットを整備するこ
とでウズベク語の点字書籍及び点字教材（以下「点字書籍等」という。）の製作を
可能にし、ウズベキスタン共和国（以下「ウズベキスタン」という。）国内の視覚
障害者の教育の質及び情報アクセスの向上に寄与することを目的とするものであ
る。

（注2） スタータキット 点字プリンタをメンテナンスするなどのために
使用する工具類等

在ウズベキスタン日本国大使館（以下「在ウズベキスタン大使館」という。）

は、事業実施機関であるウズベキスタン視覚障害者協会が複数者から徴取した見積りの結果を提出させ、点字作成機材等5セットの価格の妥当性を確認した上で、事業実施機関との間で4年3月に贈与契約を締結して、本事業に必要な資金として、91,283米ドル（邦貨換算額985万余円）を贈与している。

事業実施機関は、贈与契約前の申請時に、ウズベキスタン政府からの要請により本事業で整備する点字作成機材等5セットを活用して、点字書籍等を毎月約400冊製作し、特別支援学校、点字図書館等に配布するなどの点字書籍等の製作計画（以下「点字書籍製作計画」という。）を、在ウズベキスタン大使館に提出している。

外務省が定めた「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」（令和元年8月）によれば、草の根無償について、在外公館は、申請を受領した案件において、開発協力大綱等の上位政策との整合性や事業内容の妥当性等を総合的に判断して、実施意義があると認められる場合には、候補案件として選定するとされている。また、実施意義があると認められる案件については、事前調査を行い、申請団体の維持管理体制や実施能力を総合的に判断して、案件を確定することとなっており、申請団体が過去2年以上にわたり実体的な活動を継続しているかなどを調査するなどして申請団体の実施能力を調査することとなっている。

イ 検査及び調査の結果

検査及び調査を実施したところ、事業実施機関は4年7月に点字作成機材等5セットを調達し、5年3月に在ウズベキスタン大使館に事業完了報告書を提出しており、本事業が完了していた。

しかし、8年4月の本院の現地調査において、点字書籍製作計画の進捗状況を確認したところ、本事業で調達した点字作成機材等5セットにより点字書籍等が製作された実績はなかった。また、事業実施機関は、本事業で調達したスタータキット5組のうち、4組（4,480米ドル（邦貨換算額48万余円））を紛失しており、現地調査においても確認できなかった。

本事業の経緯等について確認したところ、事業実施機関は、ウズベキスタン政府からの要請による点字書籍等を製作するためには事業実施当初からA3両面印刷の点字作成機材が必要であったのに、過去に点字作成機材により点字書籍等を製作した実績がなく、点字書籍等を製作するための点字作成機材の選定等についての知見を十分に有していなかったため、A4片面印刷の点字作成機材等5セットを調達していた。このため、事業実施機関は本事業で調達したA4片面印刷の点字作成機材等5セットは、事業目的のために使用しておらず、今後も活用の見込みがないとして、8年3月に視覚障害者学校及び視覚障害者特別図書館への貸与を希望する旨の申請を在ウズベキスタン大使館に対して行い、在ウズベキスタン大使館は同年4月に上記の申請を承認していた。そして、事業実施機関は、同月にA4片面印刷の点字作成機材等5セットを視覚障害者学校及び視覚障害者特別図書館に貸与していた。

なお、事業実施機関は5年8月に自己負担によりA3両面印刷の点字作成機材を購入して、ウズベキスタン政府からの要請による点字書籍等を製作していた。また、前記の紛失したスタータキット4組については7年4月から5月に自己負担で新たに購入して、8年4月に視覚障害者学校及び視覚障害者特別図書館へ貸与している。

前記のとおり、在外公館は事前調査において、事業実施機関の実施能力を調査することとなっている。そこで、事前調査における在ウズベキスタン大使館の審査の状況について確認するため、事業実施機関のこれまでの事業活動についてみたところ、事業実施機関は、昭和31年から平成17年まで、手作業で点字書籍等を製作していたものの、17年から令和4年までの長期間にわたり点字書籍等を製作していなかった。

また、在ウズベキスタン大使館は、上記のとおり、事業実施機関が過去に点字作成機材により点字書籍等を製作した実績はなかったにもかかわらず、事前調査においてそれらの実績がなかったことを把握していなかったため、事業実施機関の実施能力に特段の問題はないと判断して、点字書籍等のサンプルの確認、点字書籍等の発注元であるウズベキスタン政府の関係部署に対する点字書籍等の製作に必要な点字作成機材の仕様等についての聞き取りなどの対応を行っていなかった。

このように、本事業により調達した点字作成機材等5セットは、視覚障害者学校等に貸与されて活用が図られているものの、ウズベク語の点字書籍等の製作には活用されておらず、視覚障害者の教育の質及び情報アクセスの向上に寄与するという事業の目的が十分に達成されていない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

事業の目的が十分に達成されていない状況となっていて援助の効果が十分に発現していない事態は適切ではなく、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 送変電網緊急改修計画については、落雷による自然災害や金融機関の外貨不足といった外部要因があったことにもよるが、機構において、マプト首都圏近郊が落雷頻発地域であることを踏まえ、運用の検討段階で、事業実施機関に対して、移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生し移動式変電所を単独で運用する際の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行っていなかったこと

イ ウズベキスタン視覚障害者協会点字作成機材整備計画については、外務省において、本事業の事前調査に当たり、申請団体が過去に点字書籍等の製作に係る実体的な活動実績を継続して有しているか、当該供与予定機材の仕様等が事業目的に適合したものとなっているかなどについての確認が十分でなかったこと

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

ア 送変電網緊急改修計画における事態を踏まえて、機構において、変圧器の修理後の状況等を引き続き確認し、移動式変電所としての機能が果たされ、事業の効果が発現しているか適時適切に把握するとともに、今後、無償資金協力等による移動式変電所の整備に当たり、事業実施機関に対して、移動式変電所を使用する予定の変電所で不具合が発生した際の移動式変電所の避雷対策を十分に講ずるよう助言を行うこととする

イ ウズベキスタン視覚障害者協会点字作成機材整備計画における事態を踏まえて、今

後、外務省において、草の根無償を実施するに当たり、事業実施機関が機材を調達の上、書籍類を製作する事業を実施する場合、事業の事前調査において、事業実施機関が計画した事業を確実に実施できる実体的な活動実績を継続して有しているか確認するとともに、事業実施機関が過去に使用した実績がない機材を調達する際には、事業実施機関のみならず、政府関係部署等に供与予定の機材の仕様等の妥当性を確認することについて、在外公館に周知徹底すること